

福岡県公報

平成17年5月20日
第2389号

目次

告示(第997号-第1020号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	9

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	10
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	12

公 告

○落札者等の公示	(県民情報広報課)	13
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	13
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	14
○落札者等の公示	(県立病院課)	14
○落札者等の公示	(県立病院課)	15

公安委員会

○道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教育指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	15
○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正	(警察本部運転免許試験課)	17

正 誤

○福岡県財務規則の一部を改正する規則(平成十七年福岡県規則第四十二号)中正誤	17
○再掲(平成十七年四月二十二日福岡県公報第二千三百七十九号増刊①)中正誤	20

告 示

福岡県告示第997号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年4月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人真の医療をめざす会
 - (2) 代表者の氏名
松浦 君代
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区三宅三丁目15番25号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、生活習慣病の患者並びにガン患者及びその家族に対して、カウンセラーによる精神的ケアを行うとともに、一般市民に対して生活改善に関する講演会や代替医療に関する情報提供などを行い、より多くの人々が健やかに安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第998号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
福岡町津丸土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
福岡町大字津丸1066番地の1
- 3 設立認可の年月日
平成14年11月27日
- 4 変更の内容
 - (1) 事務所の所在地を次のように変更する。

福津市津丸1066番地の1

- (2) 公告の方法を次のように変更する。

この組合の公告は、組合事務所の掲示場及び福津市役所の掲示場に掲示して行う。

- 5 変更認可の年月日
平成17年4月28日

福岡県告示第999号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字芥屋字清水3365番、3366番、3366番2及び3366番5並びに字小田3367番1、3367番10、3368番2及び3368番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県中頭郡北中城村字仲順523番地7
秋野 和英

福岡県告示第1000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日

平成17年5月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 加布里ショッピングセンター
(2) 所在地 福岡県前原市大字神在1389番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利	株式会社サニー 代表取締役 木内 政雄

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利	株式会社サニー 代表取締役 木内 政雄

福岡県告示第1001号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字上府字椎ノ木684番1、684番6から684番10まで及び685番11並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目18番30号

九州八重洲興業株式会社 代表取締役 梶 一政

福岡県告示第1002号

筑後北部第二土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
津留 邦政	筑後市大字西牟田2821番地2
田中 修一	三潞郡大木町大字福士1112番地2

福岡県告示第1003号

大溝北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
内田 清喜	三潞郡大木町大字笹淵96番地
首藤 哲男	〃 〃 大字笹淵876番地
中村 勝	〃 〃 大字笹淵329番地1
松枝 茂行	〃 〃 大字笹淵642番地1
池田 英昭	〃 〃 大字笹淵738番地
菰方 昭市	〃 〃 大字前牟田826番地1
中村 好克	〃 〃 大字前牟田809番地
森 利	〃 〃 大字前牟田618番地
今村 利光	〃 〃 大字前牟田397番地
石川 隆文	〃 〃 大字大角1776番地3
野口 峰男	久留米市城島町江上100番地
後藤 収	〃 〃 江上631番地
千代島 宗男	〃 〃 江上455番地
酒井 良廣	〃 〃 江上758番地10

北島良文	〃 〃 江上上78番地2
------	--------------

2 退任監事

氏名	住所
北村光臣	三潞郡大木町大字笹淵1010番地
中村清	〃 〃 大字前牟田221番地1
千代島高秋	久留米市城島町江上386番地

3 就任理事

氏名	住所
内田清喜	三潞郡大木町大字笹淵96番地
首藤哲男	〃 〃 大字笹淵876番地
中村勝	〃 〃 大字笹淵329番地1
松枝茂行	〃 〃 大字笹淵642番地1
池田英昭	〃 〃 大字笹淵738番地
菰方昭市	〃 〃 大字前牟田826番地1
中村好克	〃 〃 大字前牟田809番地
森利	〃 〃 大字前牟田618番地
今村利光	〃 〃 大字前牟田397番地
石川隆文	〃 〃 大字大角1776番地3
野口峰男	久留米市城島町江上上100番地
後藤収	〃 〃 江上上631番地
千代島高秋	〃 〃 江上386番地
酒井良廣	〃 〃 江上758番地10
北島勝彦	〃 〃 江上25番地

4 就任監事

氏名	住所
北村光臣	三潞郡大木町大字笹淵1010番地
中村清	〃 〃 大字前牟田221番地1

酒井貞之	久留米市城島町江上692番地4
------	-----------------

福岡県告示第1004号

大溝東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
矢加部 豊	三潞郡大木町大字大角219番地1
田中輝男	〃 〃 大字大角350番地2
井手靖明	〃 〃 大字大角1192番地
島 悟	〃 〃 大字大角1724番地
猿渡 勲	〃 〃 大字福士114番地1
田中 明	〃 〃 大字福士765番地
田中良一	〃 〃 大字福士751番地2
中村 厚	〃 〃 大字福士962番地
田中利治	〃 〃 大字福士1120番地
田中和美	〃 〃 大字福士784番地

2 退任監事

氏名	住所
石川博文	三潞郡大木町大字大角240番地
島 正行	〃 〃 大字福士12番地2
田中 久良之助	〃 〃 大字福士935番地2

3 就任理事

氏名	住所
矢加部 豊	三潞郡大木町大字大角219番地1

井手正宏	〃	〃	大字大角764番地
井手靖明	〃	〃	大字大角1192番地
田中千秋	〃	〃	大字大角1248番地
島豊明	〃	〃	大字富士251番地
猿渡幸洋	〃	〃	大字富士230番地
田中明	〃	〃	大字富士765番地
田中良一	〃	〃	大字富士751番地2
中村厚	〃	〃	大字富士962番地
田中利治	〃	〃	大字富士1120番地
田中和美	〃	〃	大字富士784番地

4 就任監事

氏名	住	所
石川博文	三潞郡大木町大字大角240番地	
島淳一郎	〃	〃 大字富士11番地
田中久良之助	〃	〃 大字富士935番地2

福岡県告示第1005号

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住	所
海田善五	大川市大字道海島665番地	
古賀紀元	〃	大字道海島781番地
諸富誠	〃	大字道海島401番地
徳永正二	〃	大字道海島183番地

吉田節夫	〃	大字道海島698番地1
------	---	-------------

2 退任監事

氏名	住	所
海田孝重	大川市大字道海島693番地3	
川野新	〃	大字道海島387番地

3 就任理事

氏名	住	所
海田善五	大川市大字道海島665番地	
徳永正二	〃	大字道海島183番地
諸富誠	〃	大字道海島401番地
吉田節夫	〃	大字道海島698番地1
樺島正彦	〃	大字道海島668番地

4 就任監事

氏名	住	所
海田孝重	大川市大字道海島693番地3	
川野新	〃	大字道海島387番地

福岡県告示第1006号

八女地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住	所
西村武俊	八女市大字本371番地1	
江嶋敏光	〃	大字本1403番地

野上 邦彦	〃 大字本983番地、984番地合併 1
川口 英人	〃 大字黒土264番地 5
樋口 安則	〃 大字本553番地 3
古賀 勝典	〃 大字本2888番地
溝田 一徳	〃 大字鶴池199番地

2 退任監事

氏名	住所
野上 治男	八女市大字本851番地
松延 政勝	〃 大字今福1257番地10

3 就任理事

氏名	住所
野上 邦彦	八女市大字本983番地、984番地合併 1
江嶋 敏光	〃 大字本1403番地
川口 英人	〃 大字黒土264番地 5
平嶋 登	〃 大字大籠352番地
樋口 安則	〃 大字本553番地 3
古賀 勝典	〃 大字本2888番地
溝田 一徳	〃 大字鶴池199番地

4 就任監事

氏名	住所
野上 治男	八女市大字本851番地
松延 政勝	〃 大字今福1257番地10

福岡県告示第1007号

八女東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年 5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
末石 正人	八女市大字忠見1051番地
熊谷 雄吉	〃 大字井延41番地 5

2 就任理事

氏名	住所
大隈 定次	八女市大字井延289番地 1
穴見 恵市	〃 大字井延208番地 2
中野 健次	〃 大字納楚182番地 3

福岡県告示第1008号

筑後東部第3期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年 5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
末石 正人	八女市大字忠見1051番地
熊谷 雄吉	〃 大字井延41番地 5

2 就任理事

氏名	住所
大隈 定次	八女市大字井延289番地 1
穴見 恵市	〃 大字井延208番地 2
中野 健次	〃 大字納楚182番地 3

福岡県告示第1009号

高田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
木下 秀彦	三池郡高田町大字北新開910番地 2
西田 刃雄	〃 〃 大字海津987番地 1
黒田 寛治	〃 〃 大字田尻1589番地
石田 幸也	〃 〃 大字江浦1302番地
松尾 守人	〃 〃 大字南新開390番地
桑野 秀春	〃 〃 大字徳島529番地
村上 博繁	〃 〃 大字今福774番地
西牟田 敏光	〃 〃 大字江浦541番地
富重 忠行	〃 〃 大字下楠田1160番地
坂口 岩次郎	〃 〃 大字上楠田3037番地
瀬戸 勤	〃 〃 大字海津864番地
只隈 早苗	〃 〃 大字舞鶴329番地
柿原 圭助	山門郡瀬高町大字太神2813番地
河野 忠義	三池郡高田町大字海津448番地
野田 隆生	〃 〃 大字竹飯1058番地 2
北嶋 利秋	山門郡山川町大字尾野625番地
檜原 利行	三池郡高田町大字黒崎開1907番地
杉野 正勝	大牟田市大字倉永3371番地
西山 英一	三池郡高田町大字北新開127番地
森田 武	〃 〃 大字江浦1357番地 8
佐藤 一昭	〃 〃 大字黒崎開744番地 7
池田 恵典	〃 〃 大字永治544番地

2 退任監事

氏名	住所
中村 榮作	三池郡高田町大字今福99番地
松尾 喜雄	〃 〃 大字原1005番地
森田 益美	〃 〃 大字黒崎開1545番地

3 就任理事

氏名	住所
木下 秀彦	三池郡高田町大字北新開910番地 2
西田 刃雄	〃 〃 大字海津987番地 1
黒田 寛治	〃 〃 大字田尻1589番地
石田 幸也	〃 〃 大字江浦1302番地
松尾 守人	〃 〃 大字南新開390番地
桑野 秀春	〃 〃 大字徳島529番地
村上 博繁	〃 〃 大字今福774番地
西牟田 敏光	〃 〃 大字江浦541番地
富重 忠行	〃 〃 大字下楠田1160番地
坂口 岩次郎	〃 〃 大字上楠田3037番地
瀬戸 勤	〃 〃 大字海津864番地
只隈 早苗	〃 〃 大字舞鶴329番地
柿原 圭助	山門郡瀬高町大字太神2813番地
河野 忠義	三池郡高田町大字海津448番地
野田 隆生	〃 〃 大字竹飯1058番地 2
城戸 教男	山門郡山川町大字尾野611番地
檜原 利行	三池郡高田町大字黒崎開1907番地
杉野 正勝	大牟田市大字倉永3371番地
西山 英一	三池郡高田町大字北新開127番地
森田 武	〃 〃 大字江浦1357番地 8
佐藤 一昭	〃 〃 大字黒崎開744番地 7

池田 恵典	〃 〃 大字永治544番地
-------	---------------

4 就任監事

氏名	住所
中村 榮作	三池郡高田町大字今福99番地
松尾 喜雄	〃 〃 大字原1005番地
森田 益美	〃 〃 大字黒崎開1545番地

福岡県告示第1010号

矢部川左岸下流土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
内野 義雄	三池郡高田町大字黒崎開854番地

2 就任理事

氏名	住所
前原 健治	三池郡高田町大字江浦438番地
山田 一昭	〃 〃 大字黒崎開440番地
森 角夫	大牟田市昭和開282番地

福岡県告示第1011号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ヒューマンネット大地の翼

(2) 代表者の氏名

清水 民子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡宮田町大字本城1104番地

(4) 定款に記載された目的

（旧）この法人は、高齢者、障害者をはじめとする一般市民に対して、福祉、教育、環境の充実を図ると共に、地域活動の活性化を基盤として、広く社会に貢献することを目的とする。

（新）この法人は、人と人のつながり（ヒューマンネット）を基盤に、福祉、介護、教育、まちづくり、国際協力、その他に関する地域活動の輪を広げ、子ども、障害者、高齢者をはじめとする市民一人ひとりが輝き、ぬくもりのある、住みよい地域づくりに貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1012号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字上片島字川田1309-1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町京町二丁目9-9

中谷 教子

中谷 浩

福岡県告示第1013号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1014号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1015号

蜷城土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
手嶋三樹	甘木市大字福光1050番地
木下典已	〃 大字八重津915番地2
空閑守	〃 大字鎌崎159番地
矢野靖博	〃 大字八重津911番地
荻野良三	〃 大字長田622番地
羽野斌	〃 大字長田367番地1
空閑富夫	〃 大字中23番地1
空閑善實	〃 大字片延68番地3
椿昌人	〃 大字福光250番地3
飯田大輔	〃 大字小田1435番地2
重松邦博	三井郡大刀洗町大字三川1707番地2

2 退任監事

氏名	住所
豊原孝守	甘木市大字上畑58番地
平田廣人	〃 大字金丸300番地

3 就任理事

氏名	住所
手嶋三樹	甘木市大字福光1050番地
木下典已	〃 大字八重津962番地
空閑守	〃 大字鎌崎159番地

矢野 靖博	〃 大字八重津911番地
荻野 良三	〃 大字長田622番地
羽野 斌	〃 大字長田367番地 1
空閑 和信	〃 大字中54番地 2
空閑 善實	〃 大字片延68番地 3
大楠 訓司	〃 大字福光1001番地 1
飯田 大輔	〃 大字小田1435番地 2
重松 邦博	三井郡大刀洗町大字三川1707番地 2

4 就任監事

氏名	住所
豊原 孝守	甘木市大字上畑58番地
平田 廣人	〃 大字金丸300番地

福岡県告示第1016号

大善寺北部土地改良区から役員 の 就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年 5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
宮崎 保彦	久留米市大善寺町宮本1494番地
原口 次憲	〃 〃 中津255番地
松尾 米光	〃 〃 中津1049番地 3
森 利喜男	〃 〃 宮本1490番地
津留崎 芳幸	〃 〃 中津390番地
津留崎 淳	〃 〃 中津548番地
古賀 一成	〃 〃 中津886番地

古賀 生光	〃 〃 中津857番地
-------	-------------

2 退任監事

氏名	住所
江崎 浩	久留米市大善寺町中津838番地 1
松尾 清司	〃 〃 中津1042番地

3 就任理事

氏名	住所
宮崎 保彦	久留米市大善寺町宮本1494番地
原口 次憲	〃 〃 中津255番地
松尾 米光	〃 〃 中津1049番地 3
森 利喜男	〃 〃 宮本1490番地
津留崎 利三次	〃 〃 中津434番地 1
津留崎 峯高	〃 〃 中津226番地 1
古賀 一成	〃 〃 中津886番地
古賀 生光	〃 〃 中津857番地

4 就任監事

氏名	住所
江崎 浩	久留米市大善寺町中津838番地 1
松尾 清司	〃 〃 中津1042番地

福岡県告示第1017号

宮ノ陣土地改良区から役員 の 退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年 5月20日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
松村昌秋	久留米市宮ノ陣町大杜344番地

福岡県告示第1018号

地徳土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
松本瀧雄	久留米市田主丸町地徳2916番地
吉岡藤太	〃 〃 地徳2266番地
坂井 實	〃 〃 地徳3153番地 1
鳥越好則	〃 〃 地徳3176番地
中村信男	〃 〃 地徳2957番地
椿 信雄	〃 〃 地徳2891番地 1
榑崎 一	〃 〃 地徳2142番地 2
内山定隆	〃 〃 地徳2282番地
鳥越善吾	〃 〃 益生田1450番地 2
池尻守雄	〃 〃 益生田1510番地
上野春三郎	〃 〃 益生田2073番地 2
右田正雄	〃 〃 益生田3024番地
坂井速雄	〃 〃 地徳3240番地 1
上村嘉四郎	〃 〃 地徳3014番地 1
内山正盛	〃 〃 地徳2148番地 4

2 退任監事

氏名	住所
----	----

内山武	久留米市田主丸町地徳2028番地 1
坂井茂男	〃 〃 地徳3239番地
桑原繁俊	〃 〃 地徳2865番地

3 就任理事

氏名	住所
坂井 實	久留米市田主丸町地徳3153番地 1
吉岡藤太	〃 〃 地徳2266番地
内山定隆	〃 〃 地徳2282番地
鳥越善吾	〃 〃 益生田1450番地 2
池尻守雄	〃 〃 益生田1510番地
吉岡孝雄	〃 〃 益生田2377番地 1
宮原奉文	〃 〃 益生田1385番地
中村信男	〃 〃 地徳2957番地
上野精男	〃 〃 益生田2073番地 2
藤田昌勝	〃 〃 地徳3312番地
榑崎博多	〃 〃 地徳2142番地 2
松本輝雄	〃 〃 地徳2916番地

4 就任監事

氏名	住所
坂井茂男	久留米市田主丸町地徳3239番地
坂井進	〃 〃 地徳3158番地 1

福岡県告示第1019号

城島町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
倉重繁行	久留米市城島町下青木368番地
井上芳雄	〃 〃 青木島199番地2
中園毅	〃 〃 内野320番地4
野田耕助	〃 〃 六町原278番地1
野口儀憲	〃 〃 下田204番地
古賀文麿	〃 〃 芦塚926番地
江頭幸男	〃 〃 下田705番地1
納戸貢	〃 〃 浮島873番地1
江上重行	〃 〃 江上315番地1
今村喜藏	〃 〃 檜津415番地1
原實雄	〃 〃 原中牟田376番地1
中村美朗	〃 〃 江島433番地
池松護	〃 〃 江上本420番地
山口勝久	大川市大字下林361番地
田島吉則	久留米市城島町江上本1351番地
永尾達生	大川市大字下青木374番地1

2 退任監事

氏名	住所
下坂富喜雄	久留米市城島町六町原429番地2
富田繁美	〃 〃 四郎丸118番地1
野口數義	〃 〃 西青木142番地

3 就任理事

氏名	住所
倉重繁行	久留米市城島町下青木368番地
井上芳雄	〃 〃 青木島199番地2

中園毅	〃 〃 内野320番地4
野田耕助	〃 〃 六町原278番地1
野口儀憲	〃 〃 下田204番地
古賀文麿	〃 〃 芦塚926番地
江頭幸男	〃 〃 下田705番地1
納戸貢	〃 〃 浮島873番地1
江上重行	〃 〃 江上315番地1
今村喜藏	〃 〃 檜津415番地1
原實雄	〃 〃 原中牟田376番地1
富田專次	〃 〃 上青木795番地1
池松搏之	〃 〃 江上本1641番地
田中隆盛	〃 〃 原中牟田586番地1
倉重誠	大川市大字下林748番地
永尾達生	〃 大字下青木374番地1

4 就任監事

氏名	住所
緒方重治	久留米市城島町下青木1188番地
御船廣幸	〃 〃 内野32番地
末次邦彦	〃 〃 浮島416番地2

福岡県告示第1020号

耳納山麓土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
----	----

山手 正	うきは市浮羽町山北737番地 6
椿 定修	久留米市田主丸町地徳2981番地

2 就任理事

氏 名	住 所
中 村 勝 利	うきは市浮羽町古川906番地 1
中 野 孝 美	久留米市田主丸町地徳2657番地

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年 5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

新聞定期広告

(朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各12回、日本経済新聞 6回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

平成17年 4月 1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社三広

(2) 住所

福岡市中央区天神 4 丁目 6 番 3 号

5 落札金額

71,175,087円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成17年 2月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年 5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

県全戸配布広報紙の製作及び配送委託業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

平成17年 4月 1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

大成印刷株式会社

(2) 住所

福岡市博多区東那珂 3 丁目 6 番62号

5 落札金額

発注部数 1 部あたり 2,8875円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成17年2月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

テレビ・ラジオ広報番組の制作及び放送委託

(テレビ内訳)

R K B 毎週土曜日 5分 52本

T N C 毎週日曜日 5分 52本

K B C 毎週金曜日 15分 53本

T V Q 毎週月曜日 6分 52本

(ラジオ内訳)

K B C 毎週金曜日 5分 53本

F M福岡 毎週月・木曜日 5分 104本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

4 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社電通九州

(2) 住所

福岡市中央区赤坂1丁目16番10号

5 契約金額

108,940,650円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

清掃業務、洗濯業務、食器洗浄業務等

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立柳川病院

(2) 所在地

福岡県柳川市大字筑紫町29番地

3 落札者を決定した日

平成17年3月11日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社サンメンテナンス

(2) 住所

大阪府大阪市中央区常磐町2丁目2番5号

5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

29,190,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成17年1月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年5月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
清掃業務、洗濯業務、食器洗浄業務等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立嘉穂病院
 - (2) 所在地
福岡県嘉穂郡穂波町大字太郎丸265番地
- 3 落札者を決定した日
平成17年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
新日本管財株式会社
 - (2) 住所
福岡県飯塚市柏の森字鳥越600番地2
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
50,295,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成17年1月28日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第95号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成17年5月20日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）
- 2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成17年6月23日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成17年6月24日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成17年6月27日（月曜日） 〃 6月28日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23番の21 筑豊自動車運転免許試験場

- 3 審査の申請手続等及び受付期間

- (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	12,150円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	9,850円	

大型二種	12,550円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種		

別表1

審査細目	教習指導員審査(普通)に係る額	教習指導員審査(特定第一種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円
備考		
1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(特定第一種)を受けようとする者にあつては4,000円を減ずるものとする。		
2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(特定第一種)を受けようとする者にあつては2,650円を減ずるものとする。		
3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(特定第一種)を受けようとする者にあつては9,100円を減ずるものとする。		

別表2

審査細目	教習指導員審査(大型第二種免許及び普通第二種免許)に係る額	教習指導員審査(大型第二種免許及び普通第二種免許)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能		4,750円
2 技能教習に必要な教習の技能		8,250円

3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円
備考	
1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずるものとする。	

- イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。
- ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。
- エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。
- なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。
- オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年6月14日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)とする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年6月14日(火曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811-1392
 所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
 電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第96号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福

岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成17年5月20日

福岡県公安委員会

「南福岡自動車学校
大野城市下大利3-2-20
江上喜次郎」を「南福岡自動車学校
大野城市下大利3-2-20
江上嘉実」に改める。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤																				
					上	下																								
				11				別表六中	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取</td> <td>第二百四十二条第一項第一号の規定により検収がなされたとき。</td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>第二百四十一条の規定により受納の決定をしたとき。</td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>第二百四十条第一項の規定により引継ぎを受けたとき。</td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>第二百三十九条の規定により報告を受けたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	手続		取	第二百四十二条第一項第一号の規定により検収がなされたとき。	得	第二百四十一条の規定により受納の決定をしたとき。	得	第二百四十条第一項の規定により引継ぎを受けたとき。	得	第二百三十九条の規定により報告を受けたとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手続名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取</td> <td>第二百四十二条第一項第一号の規定により検収がなされたとき。</td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>第二百四十一条の規定により受納の決定をしたとき。</td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>第二百四十条第一項の規定により引継ぎを受けたとき。</td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>第二百三十九条の規定により報告を受けたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	手続名		取	第二百四十二条第一項第一号の規定により検収がなされたとき。	得	第二百四十一条の規定により受納の決定をしたとき。	得	第二百四十条第一項の規定により引継ぎを受けたとき。	得	第二百三十九条の規定により報告を受けたとき。
手続																														
取	第二百四十二条第一項第一号の規定により検収がなされたとき。																													
得	第二百四十一条の規定により受納の決定をしたとき。																													
得	第二百四十条第一項の規定により引継ぎを受けたとき。																													
得	第二百三十九条の規定により報告を受けたとき。																													
手続名																														
取	第二百四十二条第一項第一号の規定により検収がなされたとき。																													
得	第二百四十一条の規定により受納の決定をしたとき。																													
得	第二百四十条第一項の規定により引継ぎを受けたとき。																													
得	第二百三十九条の規定により報告を受けたとき。																													

		17 ・ 4 ・ 1			
		2370 増刊②			
		規 則			
		四 十 二			
57	12				
様式第 174号中	別表六中				
納 減 入 札 保 証 金	付 免 財 務 規 則 第 146 条 財 務 規 則 第 161 条 の 2 第 2 項 第 ○ 号 第 ○ 号 第 ○ 号 第 ○ 号	年 月 日	第 ○ 項 第 ○ 号 第 ○ 号	第 ○ 百 四 十 二 条 第 一 項 第 ○ 二 号 の 規 定 に よ り 検 収 が な さ れ た と き。	第 ○ 百 四 十 二 条 第 一 項 第 ○ 三 号 の 規 定 に よ り 検 収 が な さ れ た と き。
納 減 入 札 保 証 金	付 免 財 務 規 則 第 146 条 財 務 規 則 第 161 条 の 2 第 2 項 第 ● 号 第 ● 号	年 月 日	第 ● 項 第 ● 号 第 ● 号	第 ● 百 四 十 二 条 第 一 項 第 ● 四 号 の 規 定 に よ り 検 収 が な さ れ た と き。	第 ● 百 四 十 二 条 第 一 項 第 ● 三 号 の 規 定 に よ り 検 収 が な さ れ た と き。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 福岡市東区箱崎ふ川頭六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)

17 ・ 4 ・ 22		2379 増刊①		再 掲			
4	3	2					
○		○		○			
3 後 ろ か ら	15	6	17		表中		
削除	施行規則	削除	施行規則	施行規則	施行規則	施行規則	施行規則
この規則による	総務省令	この規則による	総務省令	総務省令	総務省令	総務省令	総務省令